



令和6年3月4日

国東市議会 議長
丸小野 宣康 様

興導寺区長 河野 利 貞

小原 区長 小田 公

紹介議員 堤 康二

紹介議員 萱島 祥

紹介議員 宮園 正

国東市のし尿等受入施設整備に関し再検討を求める請願

標記の件につきまして、国東市は、興導寺区および小原区の両区住民に対して、し尿等受入施設建設のための説明会を令和4年7月より今日まで、5回にわたり行ってきています。しかしながら、いまだに両区住民は十分に理解・納得できる段階に至っておりません。

本件は、別紙の通り、国東市全市に係る事項であり、当然ながら国東市議会議員の皆様にも十分なるご理解とご協力をお願いしたく、ここに請願として提出させていただきます。

添付書類の内容

1. 経緯
2. 目的
3. 国東市の説明とその問題点
4. 請願内容

1. 経緯

国東市は、国東町興導寺区と同町小原区の両区住民に対して、令和4年7月よりこれまで5回にわたり「国東浄化センター敷地内にし尿等受入施設の建設」に関する説明会を実施してきました。

国東市の担当課(上下水道課および環境衛生課)のご説明では、当初より両区住民に対して、問答無用的な説明で始まり、また両区住民からの質問や意見に対して、決め打ち的な対応(来浦の現在稼働中のし尿処理施設の閉鎖および同施設の更地への変更、浄化センター敷地内にし尿等受入施設の建設、同建設場所として国東浄化センターの決定)に終始してきました。

そのための説明会として、両区住民に対して、過去それぞれ5回ずつ行われ、いまや期間的にも長期に及ぼうとしております。然るにいまだ両区住民は、十分に理解・納得できる段階に至っておりません。

2. 目的

国東市の目的は、現在稼働中の来浦にあるし尿処理施設の耐用年数が限界に近づいていることを事由として、し尿等受入施設を国東浄化センター敷地内に建設し、しかる後に国東市(旧4町)全域の生し尿及び自家浄化槽から出る汚泥等を同センターにバキュームカーで搬入するというものです。また搬入したのち、同センターの貯留槽に溜め、下水処理水と混合、希釈したうえで、既設の下水処理設備に投入し、三尾谷川に流すというものです。

3. 国東市の説明とその問題点

国東市の説明とその問題点は、以下の通りです。

(1) 現在稼働中のし尿処理施設の耐用年数の限界

来浦の現在稼働中のし尿処理施設は、過去において2回の大規模改修を行い、平成28年に同施設を他の用途に再利用する計画(バイオマス計画)を立てたが、建設費用等で不可能と判断し、平成30年に浄化センターにおけるし尿等受入施設の建設へと計画変更したというものです。また、同施設の老朽化を理由として、令和5年度からし尿等受入施設工事を開始し、令和7年度中には稼働を目指すというものです。

国東市のこの説明に対して、通常云われるし尿処理場の耐用年数は限界に近づきつつあるも、状況の変化により、来浦のし尿処理場は予想外に耐用年数が伸びると思われることがまず指摘されます。

したがって、科学的手法をもって、来浦のし尿処理場の状況分析を行い、できる限り同処理場の延命策を講じることが肝要かと思われます。また、国東市の限られた財源を確保することと、不必要な支出を抑制し、市民に財政的な負担をかけないことも重要なポイントと思われます。

(2) 国東浄化センター敷地内に建設する「し尿等受入施設」の妥当性

次に本市の将来を考え、し尿等受入施設の建設を考えるとしても、国東浄化センターだけがこれに該当するか否かの妥当性についても検討する必要があると思われます。

本市には、現在、4か所の浄化センターが稼働しています。浄化センター敷地内にし尿等受入施設を建設する場合、第一に考えなければならないことは、地域住民に不利益を与えないこと、また周辺環境に対して負荷や影響を与えないことと思われます。そのためには、A周辺状況、B建設用地面積の確保、C施設位置の優位性、D施設能力、E搬入道路状況、F費用対効果等という複合的な観点から見る必要があると思われます。これらの諸項目が十分に吟味され、比較検討された後に、し尿等受入施設を建設するための浄化センターを選定すべきものと考えます。

国東浄化センターの周辺には、マンション・アパートなどの集合住宅、イタリア料理店、レストラン、唐揚げ等の食品店舗、運輸・運送・建設及び機械関係の事業所、また幼稚園や日々通学する高校生等の通学路等が隣接しています。しかも国東浄化センターは、国東市の都市計画区域内に位置しています。A～Fの観点からすると、相当に厳しいものと判断せざるを得ません。

(3) し尿等受入施設の建設を考えるに当たり、国土交通省の交付金『社会資本整備総合交付金の下水道広域化推進総合事業』を活用するにおいて、より実現化の可能性確保

国東市では、し尿等受入等施設の建設を推進するに当たり、国土交通省の交付金『社会資本整備総合交付金の下水道広域化推進総合事業』を活用することを基本構想としています。この制度の活用では、総事業費の50%が国の交付金で賄われます。したがって、この制度の活用は大いに推進すべきものと考えています。しかしながら、他方、国土交通省のこの提案は、し尿等の受入施設が交付対象に追加されたことにより、公共下水道事業として河川利用が可能になったというものであります。その趣旨を勘案すると、浄化センターに隣接する河川の状況は検討すべき重要なポイントと思います。つまり、水量が多く、また流下能力の高い河川が選ばれるべきであり、その意味からすれば、極めて水量および流下能力の乏しい三尾谷川が適しているとは思えません。

4. 請願内容

国東市が事業計画をしているし尿等受入施設の建設・整備に対し、再検討を求めます。

以上